

志賀町総合観光パンフレット制作 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、志賀町が実施する「志賀町総合観光パンフレット制作業務委託（以下「本業務」という。）」の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

志賀町総合観光パンフレット制作業務委託

(2) 委託業務範囲

観光パンフレット作成に関し、企画、アイデア、取材等を行い、パンフレットのデザイン、レイアウト、文案作成等の業務委託仕様書に基づき、一体的に本業務を行う。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

(4) 委託目的

本観光パンフレット刷新は、震災後の本町の観光復興を力強く推進し、風評被害の拭拭と現状の正確な情報発信を目的とする。

安全で魅力的な観光地としての本町の姿を具体的に示し、来訪意欲を高めるパンフレット制作を求め、復興の進捗や住民の活力を伝えることで、共感と支援を広げ、交流人口の増加を目指すこととする。

刷新されたパンフレットを通じて、本町の新たな観光イメージを確立し、持続的な観光振興に貢献することを期待することとしたい。

(5) 契約限度金額

2,772,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 参加資格

本業務のプロポーザルに参加するものは、以下の要件を全て満たすこと。

(1) 業務仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。

(2) 志賀町財務規則（平成17年9月1日規則第35号）第99条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

(5) 志賀町暴力団排除条例（平成24年志賀町条例第1号）第2条第1項に規定する暴力に

該当しないこと。

- (6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (7) 過去3年以内に地方自治体、及び民間企業が発注した観光パンフレット等の受注実績を1件以上有すること。
- (8) 自治体から指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 実施スケジュール及び募集方法

(1) 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和7年4月30日(水)
質問書の受付	令和7年4月30日(水)～令和7年5月19日(月)
参加表明書・提案書の提出期限	令和7年5月28日(水)
審査会（プレゼンテーション）	令和7年6月4日（水）～令和7年6月11日（水） のいずれか1日
企画提案書審査結果の通知	6月上旬から中旬予定
契約締結	結果通知後

4 募集方法

志賀町のホームページに掲載（本実施要領、業務仕様書、各種様式等）

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年5月19日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：別紙の質問書(様式第4号)により、電子メールにて提出すること。
- (3) 回 答 日：町ホームページで順次回答

6 参加表明書及び企画提案書等の提出

- (1) 参加表明及び企画提案書等の必要となる書類 ※全て原本を1部提出すること。
 - ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 企画提案書（任意様式）
※表紙及び、観光地を紹介するページを1ページ用意すること。
 - ③ 提案者概要（任意様式）
 - ④ 法人等の役員名簿（任意様式）
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出
 - ① 提出期限：令和7年5月28日(水)
 - ② 提出方法：商工観光課（巻末に記載）まで持参または郵送
※この期間中の土曜日及び日曜日、祝日(以下「休日」という。)を除く、各日の午前9時から午後5時までとする。（郵送の場合、締切当日消印有効）

※郵送で提出の場合は、書留等、記録が残る方法とし、発送の旨を電話連絡すること。

※企画提案書について、仕様書及び審査項目を踏まえて作成すること。

7 選定方法

プロポーザルの審査を次のとおり実施し、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。ただし、最高評価点数提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決で決定する。

(1) 審査会（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

参加資格要件を満たす者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も優れている提案者を選定する。

①実施予定日：令和7年6月4日（水）～令和7年6月11日（水）のいずれか1日

②プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの時間は1者あたり説明15分、質疑5分を目安とする。

プレゼンテーションはPCと大型モニターを使用し行うものとし、必要な機材(PC大型モニター等)は事務局が用意する。

審査会については、非公開とする。また、審査結果に対する異議申し立て、質疑等は一切受け付けない。

8 審査基準及び配点

別紙「プロポーザル評価項目及び配点表」に基づき審査を行う。

審査の結果、評価点数が最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、最高評価点数事業者が複数ある場合は、選定委員の多数決で決する。

9 審査結果の通知

審査結果を書面により、すべての事業者に通知する。なお、審査結果に関する異議等は受け付けない。

10 契約の締結

委員会の審査結果により、選定された者を、受託候補者として町長への答申を行う。その後、町長の決定を経て、契約締結の交渉を行う。

ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

11 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた者
- (2) 審査の実施時間に遅れた者
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をした者

1.2 そのほか留意事項

- (1) 公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 業務委託の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託については、あらかじめ町の承諾を得た場合はこの限りではない。

1.3 書類等の照会・問合せ先

〒925-0198

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

志賀町商工観光課

TEL：0767-32-9341

FAX：0767-32-3978

電子メール：shokan@town.shika.lg.jp